

令和7年度 有田町会計年度任用職員登録案内

【職種：管理栄養士（パートタイム）】

職務内容	・乳幼児、成人、老人一般栄養指導 ・一般栄養教育 ・食育に関する業務 ・食生活改善推進協議会に関する業務 ・病態に応じた栄養指導 ・特定保健指導
必要な資格・能力・経験等	・管理栄養士 ・普通自動車運転免許
任用期間	採用日から令和8年3月31日まで ※勤務評価により、任期更新の可能性あり。
任用形態	パートタイム
勤務日及び勤務時間	①午前9時00分から午後5時00分までの7時間 週5日（原則、月曜日～金曜日） または ②午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分 週4日（月曜日～金曜日のうち4日間）
休憩時間	60分
勤務場所（所属課）	有田町福祉保健センター（健康福祉課）
給与	管理栄養士 時給 1,297 円
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより賞与が支給されます。（賞与は週 15 時間 30 分以上の勤務が 6 ヶ月以上継続する見込みである場合に支給されます。）
通勤費	2km 以上の場合に支給します。距離に応じて支給額が異なります。
休日・休暇	原則、土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 任用から6ヶ月経過後より年次有給休暇を10日間付与するほか、休暇関係の規則の定めるところにより有給又は無給の休暇が付与されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	町の非常勤公務災害補償制度が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	給与支給日：末締め・翌月15日 健康診断あり 営利企業への従事については、総務課に申請のうえ、職務専念義務に支障がない範囲で可能です。

注）関係条例、規則等の改正の有無により変更を行う場合があります。